

護雅夫著

古代トルコ民族史研究 第三卷

森 安 孝 夫

恩師・護雅夫先生がなくなられたのは二年前のことである。そして遺著『古代トルコ民族史研究』第三巻がその五箇月後に出版された。三〇年以上も前の壯年期の代表作『古代トルコ民族史研究』第一巻（一九六七年）、そして古稀に際して編まれた第二巻（一九九二年）に續き、これで先生の古代トルコ民族史關係の專論はほぼ盡くされたことになる。三巻の總索引も附けられ、大變利用しやすくなった。不治の病に冒されて以後の先生を公私にわたって助け、第二・三巻の實質的編集作業にあたられた佐藤次高・梅村坦・片山章雄三氏の勞苦を多とし、まずは心から感謝の意を申し上げたい。

本編輯部よりの依頼は、今回の第三巻のみならず、先生の業績全般を紹介する書評をとのことであつたが、先生の多岐に亘るお仕事の全貌は、第三巻附載のほぼ完璧な著作目録（片山章雄擔當）によって知ることができるし、ごく大まかなところは私も「護雅夫博士の計」（『史學雜誌』一〇六一三、一九九七、一一四〇―一一七頁）に述べておいたので、ここでは繰り返さない。ただ、編輯部の期待に少しでも答えるために、前半では第一・二巻にも言及し、日本における突厥・ウイグル學の傳統と、その中に占める護（以下、敬稱略）の位置について述べ、後半を第三巻の具體的書評に充てることとした。

『古代トルコ民族史研究』全三巻に収載されているのは、表題にある通り古代のトルコ（より正確に言えばチュルクまたはテールク）民族、具體的には丁令・高車・鐵勒・突厥・キルギス・ウイグル（廻紇・回鶻）の歴史に關するものが中心であるが、これら北中央アジアに活躍したトルコ系遊牧騎馬民族の國家構造・社會構成や前史を語る上で見逃すことのできない匈奴についての論考も、意圖的に含まれている。

第一巻は、突厥に焦點を合わせ、古代トルコ民族、さらに大きくいうならば古代遊牧騎馬民族の國家像・社會像を描き出そうとしたもので、足りないところを鄰接する同族のキルギスの考察によって補っている。そこには漢文史料を軸としつつも古代トルコ語のオルホン碑文・イエーセイ銘文が自在に引用されており、「白鳥庫吉・羽田亨兩博士によつて基礎づけられ、松田壽男・岩佐精一郎・小野川秀美などの諸先學によつてうけつがれ、つちかわれてきた、突厥史研究の輝かしい傳統」（第一巻、序文、六頁）を踏まえて發展させた成果がいかになく發揮されている。これが護の學位論文を含む代表作中の代表作であつて、學士院賞を受賞したのも當然といえよう。今に至るも、突厥の政治史・制度史研究の基本書として第一に推舉されるべきものである。

それに續く第二巻は、やはり突厥とキルギスに關する論考が主であるが、第一巻にも増してオルホン碑文・イエーセイ銘文が縱横無盡に驅使されている。かつて第一巻を書評した言語學者の村山七郎は、「著者が稀に見るほど該博な言語の知識を所有し、従つて本書はフィロロジカルな著述でもある」とし、「護氏のトルコ學への貢獻は絶大であり、わが國はもちろん今やソ連歐米のトルコ學者も古

代トルコ民族及び言語の研究上大きな利益と刺激を本書からうけることを私は確信している」と絶賛したが、『東洋學報』五〇―四、一九六八、一三六―一四七頁）、その賛辭は今となつてはむしろ第Ⅱ卷の方にこそふさわしい。確かに第Ⅰ卷のように突厥の國家とか官稱號とかの上部構造に眞正面から挑んだものは少ないが、シャマニズムの觀點から突厥の君主觀・即位儀禮を解明したり、イェニセイ銘文の新解釋を試みたもの、ナシヨナリズムや支配者間の葛藤を取り上げたものなど、護ならではの視點が隨所にきらめいている。

第Ⅰ卷が一九五四―一九六五年の一〇年餘りの間に發表された政治史・制度史關係のものが中心であつたのに對し、こちらは社會・宗教・言語・文字・文化交流などどちらかといえばソフト面に關わるものが多く、そのほとんどが一九六七年以降、突厥史研究の世界的權威として活躍していた時期のものである。ただ例外として、一九五四年以前のいわば「新進若手」の時代に發表された三篇が含まれるが、これらはいずれも學生時代からの民族學・民俗學への興味に胚胎したものである。特にそのうちもっとも早い一九四八年發表の「遊牧國家における『王權神授』という考え」は、護自身の言葉を借りれば、「突厥にかぎらず、中央ユーラシアにおけるすべての遊牧民族の特徵的な信仰はシャマニズムであり、かれらの即位儀禮は、宗教的・信仰的儀禮として把握すべきであつて、シャマニズムの觀點から考察しなくては、その獨特な儀禮の完全な理解は不可能であると思」われ、その後「突厥の信仰をはじめ、その國家構造・社會構成について公にした諸論文の趣旨の萌芽はほとんどすべて」（第Ⅱ卷、序文、二頁）この中に含まれているという。民族學者・石田英一郎から與えられた高い評價ととも、第Ⅰ・Ⅱ卷として結

實した護の突厥史研究の出發點となつた記念すべき論文である。第二次大戰後まもなく、皇國史觀から唯物史觀への大轉換が行なわれている時期にあつて、自らの據つて立つべき足場を切り開こうと努力する若き學徒の眞摯な態度がひしひしと傳わってくる。しかし今や唯物史觀さえ色褪せ、護が若い時代に格闘した中央ユーラシア遊牧民族史の「停滯論」とか「還元論」という、歐米中心の誤つた差別史觀は拂拭されつつある。そのゆえもあつて私には、第Ⅱ卷に收められた一九六七年以降の脂の乗り切つた時代の諸論文の方に、歴史學と文獻學の雙方から「事實」を究明していくエキサイティングなものが多いように感じられる。「論」は大事であるが、中途半端あるいは偏つた「論」を立てるより以前に、萬人に認められる「事實」の確定、言い換えれば人類の「知の地平」の擴大こそがいつまでも残る仕事だと思ふからである。

三部作の掉尾を飾る第Ⅲ卷に收載された論文の特徵は實にはつきりしている。第一章「古代北アジア史上の諸問題」は一〇篇を含むが、それらはただ一點を除き、一九四八―一九五七年に發表された匈奴と丁令・高車に關するものである。いずれも參考文獻の利用がままならない環境にあつて、正史とそれに準ずる僅かの漢籍史料のみによつて研究したという事情に由來している。ただ一點の例外は一九七一年に發表されているが、それは護の匈奴國家の官稱號に對する研究に加えられたブリツァクの批判に反論するためだからである。第二章「ウイグル文書諸論」は七篇から成るが、これらの發表時期は一九六〇年から一九六三年に集中し、一篇だけが一九六七年である。いずれも一九五八―一九五九年のトルコ・ドイツ留學によつて、イスタンブル大學のアラト(R. R. Arat)教授とハンブルク大

第一章は護の突厥史研究の歴史に當るもので、突厥より遙かに前、中央ユーラシア東部においては初めての強大な遊牧騎馬民族國家となつた匈奴について、その國家構造の解明を試みた部分と、護がトルコ系民族の祖先であると確信する丁令・高車について、主として歴史地理學的に研究した部分を柱にしている。先述したようにそれらはほとんど漢文史料に據つたものであるが、當時としては最新のソ連で出版された南シベリアでの發掘報告にも目配りをしてゐる。護は匈奴をトルコ系だとはみなしていないが、少なくともモンゴロイドであり、この匈奴が建設した國家の内部に入つていた丁令もモンゴロイドであるが、匈奴時代以南シベリアのイエニセイ河中・上流域にいた堅昆はむしろユーロペオイドで、それに南のモンゴリア西部から進出してきたトルコ系の丁令とが混血して、唐代のキルギス族が成立したとする。一方、同じくトルコ系の高車についての論考は、かつて中國本土（チャイナリプローバ）の中に廣大な草原、即ち遊牧地帯があつたということを改めて強く認識させてくれる。遊牧騎馬民族の出現から火藥革命までの約二五〇〇年のユーラシアの前近代史を、南の農耕民族と北の遊牧騎馬民族との對立の歴史として捉える見方は日本ではほぼ定着しているが、それでもユーラシア東部に位置する中國の歴史を巨視的に理解しようとする場

合、「中國」農耕地帶とゴビ以北の「モンゴル」草原地帯という分け方がまだまだ一般的であろう。しかし、實際には中國本土の内部に廣大な草原があり、そこに匈奴・鮮卑・高車・突厥・奚・契丹などさまざまな遊牧民族が活躍したことを忘れてはならない。漢||匈奴拮抗時代から五胡十六國時代を経て、北魏・隋唐・五代に至り、さらに遼・金・元朝へと續く中國史において、遊牧民族は決して客人ではなく、一方の主人であったのである。護の高車に關する論考は、この觀點からも再評價されてしかるべきであろう。

第二章をなすウイグル文書關係論文七篇は、實際にはウイグル文契約文書關係と言ひ換えてもよからう。ただ一篇だけ「ウイグル語譯金光明最勝王經」の序文の内容について歴史學的・文獻學的に考察したものがあり、それは契約文書とは關係ないが、實は第一卷に收録されていた「*Si Si*」と四至」を加えるのとやはり七篇になる。「*Si Si*」と四至」は突厥碑文にも言及しているため「突厥碑文劄記」の一環として第一卷に入れられたが、本来ならこちらに含まれるべきものである。第Ⅲ卷の重點はやはりこの第二章のウイグル文契約文書の研究にある。それは第Ⅱ卷に附せられた佐藤・梅村・片山による跋文からも明らかである。よつて本書評の重點もそちらに置かれる。

つは漢文史料を中心に据へる實證的な西域史學の傳統である。言うまでもなく日本の東洋史學は、江戸の國學、清朝考證學、そしてヨーロッパの近代史學という和漢洋折衷の上に成立し、その後短期間に世界の最高水準にまで達したものであるが、その中核にこの西域史學はあった。そしてその傳統は今もなお生きている。もう一つは、ギリシア・ローマ以來の古典學の傳統と、近代のサンスタリッ

トの「再発見」によって基礎づけられた印歐比較言語學とに立脚するヨーロッパ文獻學の流れである。特に一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、新疆・甘肅・モンゴリアをはじめとする中央アジア各地より様々の古代語文獻が発見・將來されたことにより、ヨーロッパ文獻學界は華々しい中央アジアブームを迎え、新知見を盛り込んだ論文が陸續と發表されたのであるが、その中に突厥・ウイグル關係のものも多く含まれていた。こうした情勢の中に登場したのが羽田亨である。羽田は白鳥庫吉をはじめ藤田豊八・桑原隲藏らによって創始された日本西域學の繼承者であり、つとに白鳥によって提唱されていた言語學・文獻學的知識の歴史學への應用という視點を有していた上に、白鳥の段階ではまだ補助的手段にすぎなかった中央アジア諸言語の研究を全面的に取り入れることによって、新境地を開拓していった。とくにその重點がウイグル語文獻に置かれたために、後に「日本におけるウイグル學の父」と稱されることになるのである。一方、突厥學に關しては、羽田より約三〇歳若く、護より一〇歳年長の岩佐精一郎が現われ、將來を囑望されたが、二五歳で夭折した。護の突厥學は、岩佐のなしえなかったところを受け継いだと言えるであらう。

さて、突厥とウイグルはもとと同じモンゴリアを發祥の地とし、相次いで北へ中央アジアに覇を唱えたのであり、且つまた突厥語とウイグル語という古代トルコ語の雙壁をなす兩者は、文字には違いがあつても、ほとんど同じ言語である。それゆゑ突厥研究とウイグル研究はしばしば同一人物が手を染めるのである。護もまた一九五八・五九年のトルコ・ドイツ留學より歸國後、突厥史研究に突厥碑文を利用し始める一方、ウイグル文書の研究に着手したのであ

る。そして早くも一九六〇年、かつて羽田亨が誤つて「回鶻文女子賣渡文書」として發表したもののが、正しくは「ウイグル文葡萄園賣渡文書」であることを明らかにしたのである。それが本書第二章第三節である。そこにおいて護は、我が國のウイグル學の創始者である羽田の先驅的業績に對し十二分の敬意を表しながらも、次のように述べている。「それ以後に於けるテュルク學の進歩はめざましく、とくに、類似のウイグル文契約證書、辭典、文法書などがつぎつぎと公刊され、我等後進が研究、翻譯にあたつて享ける便宜は、同氏の時代に比べて量り知れぬほど大きい。(中略)。今日の段階に於いて、能力の許すかぎり正しいと思うかたちで、訂正、發表しておくことは、ただ世界のテュルク學界に對してだけでなく、同氏に對しても負う我等後進の責務であらう。」この言葉は移してもつて本書評の後半部にもあてはまるが、それにしてもこのウイグル文書關係の處女作の水準の高さには今さらながら驚かざるをえない。

一九六一年になると護は一舉に四篇のウイグル文書關係論文を發表する。それが第一節「ウイグル文消費貸借文書」、第四節「ウイグル文賣買文書」、第五節「ウイグル文賣買文書に於ける賣買擔保文言」、そして第一卷に入つた「§四と四至」である。この年、護の東大東洋史同期生の山田信夫も、龍谷大學西域文化研究會への参加の成果として「大谷探検隊將來ウイグル文賣買貸借文書」、並びに羽田明との共著「大谷探検隊將來ウイグル字資料目錄」を發表し、ここに護と山田の切磋琢磨が始まる。その學問的競争は一九六七年をもって終わりを告げ、以後、山田がウイグル文書研究を繼續して斯學の大家となつたのに對し、護は第一・Ⅱ巻にまとめられたような方向に研究の重心を移し、突厥史研究の第一人者となつたのであ

る。

ところで山田の逝去後六年をかけて編集された山田信夫(著)、小田壽典・P・ツィーメ(Peter Zieme)・梅村垣・森安孝夫(編)『ウイグル文契約文書集成』(全三巻、大阪大學出版會、一九九三;以下『集成』と略記する)に寄せられた護の序言に、護がウイグル文書研究から次第に離れていった事情と共に、『集成』が護・山田を含む従来のウイグル文書研究を集大成した金字塔であると述べられている。そもそもこの『集成』編集の方針は、一九八〇年代までに知られていた契約文書全てについて、最新の読み直しテキストと翻譯、それに寫眞をまとめて掲載することであった。それゆえ、當然、護の七篇の論文で扱われた文書全てについても、読み直したテキストが含まれている。ただ、だからといって護のウイグル文書關係の諸論文の價值がなくなつたわけでは決してない。むしろ讀者は『集成』をうまく利用することによって、護論文の主旨を早く、且つ一層深く理解することができるようである。具體的な例を挙げれば、護論文ではウイグル文書の多くが USP (=W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler*, Leningrad 1928) より引用される。しかし、USp にあるテキストは、四六番までがウイグル文字活字體とキリル文字の轉寫が揃っているだけで、それ以後はウイグル文字活字體のみ、さらに一〇七番以降は獨譯のみとなっていて、きわめて参照に不便である。USp から引用されたものは『集成』第二巻の二一八～二二〇頁にある「文書記號對照表」(USp 番號順)によって、最新テキストを参照することができる。さらに USp 以外のあちこちから引用されたテキストも、その他の文書記號對照表を活用すれば容易に檢索できる。護論文の瑕瑾は、史料引

用の繰返しが多いことであつて、氣を附けないと同種の史料が大量にあるような錯覺に陥るが、同種文書が一箇所にまとめられている『集成』を活用すれば、いちいちメモを取らずとも迷わないで済むであらう。

ウイグル文契約文書の研究史を振り返るとき、同じく中央アジア出土の漢文契約文書との比較を容易に行ない得るという日本人の特徴を生かして、護・山田の二人が飛躍的に發展させたという事實は紛れもないものである。そして山田の名は『集成』によって研究史上に不朽のものとなつた。確かに山田の論文には原文書を世界で初めて紹介したものが多く、實に華々しい。これに對して護は、原文書の利用に關しては常に二番煎じに甘んじざるをえなかつたため、地味である。しかし二人の一九六〇年代の活躍の嚆矢は護の「葡萄園」であり、且つウイグル文契約文書中の、個々の單語は理解できるが文言としては意味不明の表現が、實はそのものになつた漢文契約文書に使われる術語の引き寫し(カルク、透寫語)であることを發見し、ウイグル文契約文書の直接の雛形が唐宋代の漢文契約文書にあることを初めて明確に實證したのは護の「消費貸借」なのである。ウイグルの留任保證制や利率に關する新見解など「消費貸借」にはあちこちに優れた創見があり、「葡萄園」ともども山田の仕事に大きな影響を與えただけでなく、我々『集成』の編集者にとつても據るべき指針となつたのである。もちろん海外の學者の多くは「消費貸借」の英語版の恩恵を被つたことであらう。これ以後の護と山田の仕事も互いに密接な關係にあるのであつて、常に彼此参照する必要がある。すなわち護のウイグル文書研究における貢獻は、決して山田に劣るものではないと斷言できる。

従って今後も内外の研究者が両者の論文を引用し続けるであろう。その点では、なぜ「消費貸借」の英語版である“A Study on Uygur Documents of Loans for Consumption.” (*Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko* 20, 1961, pp. 111—148) を第Ⅲ巻第二章に含めなかったのか、残念でならない。

さらに第二章全體について難點を言うのを許されるならば、どうして各論文の注などに引用される護自身の先行論文の頁数が、新たな第Ⅲ巻の何頁に當たるかを指示しなかったのであろう。もともと我が國の出版業界には無用なブライドがあつて、學術論文を復刻する時には元の組版を使わず、一つの基準で初めからやり直すのを良しとする風潮がある。確かに一冊の書物としてはその方が見栄えがよい。しかし、學術論文は質が高ければ高いほど、復刻までの間に多くの研究者に引用される性質のものである。だから、原版と復刻版の頁数がまったく違ふのは、學問的には好ましくない。歐米では、超一流の學者の選集を編む時でさえ、元の組版を使用するのが一般的である。もし大幅に書き直した場合ならば仕方ないが、ほとんど同じものであるならば、元の組版を使って植を誤徹底的に直し、足りない所に補注なり追記を附ける方がはるかに良心的である。もし出版社などの都合でそれができない場合でも、最低限、注に引用される舊版の頁数が新しい版の何頁になるかを明記すべきである。

大阪大學出版會では大英斷を下して、『集成』第一巻に山田のウイグル文書關係論文一八篇（以下、山田 LXVIII と略記）を収めるに當たっては、元の組版を利用し、それに誤植の修正と補注を加えるという處置を取った。それゆゑ今回の第Ⅲ巻に再録された護論文を見ながら、『集成』に再録された山田論文の引用箇所へは容

易にたどりつけるが、逆はできないのである。それどころか、第Ⅲ巻第二章第二節「ふたたびウイグル文消費貸借文書について」に引用される自分の先行論文「ウイグル文消費貸借文書」の該當箇所さえ探すことができないという、實に奇妙な現象が起きている。例えば、四一〇頁で「わたしは、『(前略)、山田信夫氏は *tamya* を附した文書は比較的古いものであり、*ribis* を施したものは比較的新しいものであると考えているが、はたして、このように *tamya* と *ribis* との問題を、文書の古いか新しいかでだけで割りきつてしまつてよいかどうか、いささか問題ではないかと思われる』などといった」として、「(三)「消費貸借文書」(二三〇頁)」と注記するが、それが本書の三五〇頁に當たることを知るには、一旦は『西域文化研究』第四卷(京都、法藏館、一九六一)の二三〇頁に戻つて、當該箇所がこの長い論文のどのあたりになるかをつきとめた上で、本書に戻らねばならないのである。これからの學生・研究者はこの第Ⅲ巻と共に、もとの論文も全て揃えなければならないのである。これでは何のために第Ⅲ巻を出版したのか分らない。

以下には、現在の學問的水準からみて問題になると思われる箇所を注記する。これは我々が『集成』第一巻の編集に際して行なつたことであり、先學の業績をより一層活用してもらうための基礎的作業である。しかし、原載の頁数が、本書所収の何頁に當たるかまでいちいち指摘するのは、あまりに煩雜なので行なわない。原載の時の誤植が今回もそのまま残っている箇所が目につくが、それも省略する。ただし、原載では正しかった文章の丸ごと一行が脱落したため、意味の通らなくなっている箇所だけは指摘しておく。それは三七二頁の後から五行目で、「+tin, +tin」の後「+」を Ablativ

の格語尾と理解した結果である。しかし、上にのべた(2)いわゆる Ortsbezeichnung の +tin, +tin」を補う必要がある。

二頁・三八頁、可汗號について：初めて可汗と稱したのは、柔然の君主ではなく、鮮卑である。この事は一九八〇年、大興安嶺山中の嘎仙洞で発見された石刻祝文より明らかにになった。米文平「鮮卑石室の發現與初步研究」『文物』一九八一—二を参照。

四七—四八頁、佗鉢可汗と佛教寺院：より詳しくは第Ⅱ巻、二〇二—二〇三頁参照。ブグト碑文に佗鉢（タスバル、Tašpar）可汗の言葉として「大きくて新しい伽藍を建設せよ」と書かれていたというが、正しくは「偉大な教法（即ち佛教）の石（すなわちブグト碑文そのもの）を立てること」であり、佗鉢もタスバルではなくタトバル（Tašpar）である。これは森安を代表とする現地調査によって判明した事實である。森安孝夫・吉田豊「モンゴル国内突厥ウイグル時代遺蹟・碑文調査簡報」『内陸アジア言語の研究』一三、一九九八、一四四—一四五頁参照。

七四—七五頁：シネウス碑文に「トリの年、（実際にはここに長い間隔あり）、ソグド人・シナ人に、セレンゲ河流域に、バイバリクを、ただちにたてしめたり、我れ」とあるから、七五七年、ウイグルの葛勒可汗が領土内の「ソグド人・中國人に命じて」一都市を建設させたのであると説明される。問題の箇所の原文は、*“Surydaq Tawrača Sälingädi Bay-balıq yapıtı bertin”* であり、クロウソン *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth Century Turkish*, Oxford 1972, p. 872b に *“so I had Bay Balıq built on the Selenqa for travelling Sogdians and Chinese”* と譯しつつ、解釋が異なる。“travelling”とこう譯語は、原文の

Surydaq の前の破損している語 *·gün* を *köçgin/köçgin “migratory, transitory”* (ED, p. 697a) とするからである。ただしこの復元は絶対ではない。「ソグド人・中國人」の後のの與格語尾 *·a* は、使役文の中では使役される者を表すから、文法的には護の解釋で問題はなからう。いずれにせよ、実際には、遊牧騎馬民族國家を内側から支える道具・武器の職人や商人や通譯、さらには穀物を生産する農民、場合によっては政治顧問や宗教者をも含むソグド人・中國人を住まわせるために、都城建設の技術を持つソグド人・中國人の設計技師・土木職人らに命じて、都市を建設させたものに違いない。ところで護は補助動詞 *ber-* を「速やかに」とか「力強く」というニアンスを与えるものと主張する（第Ⅱ巻、一二八頁；第Ⅲ巻、四一三—四一四頁）。卓見ではあるが、全てがそうとも言い切れず、ここでもそれを援用して「ただちに」と譯しているのは適當でないと思う。クロウソン譯でもそうはなっていない。

三四〇頁E項・三六七頁・三九四頁注一六：+nıy は「Genitivity 格語尾」ではなく、*ay* と讀むべきで、續く *täki* も獨立した名詞ではなく語尾の +*täki* とみなすべきであることは、山田によって指摘された（山田 IV, pp. 177-178）。

三四二頁：stir, baqr という貨幣単位が見えるから、その文書が元代のものだと言いう方は、今となっては適當でない。本論文全體で護は、ウイグル文契約文書の雛形が唐宋代の漢文契約文書にあったということを論證しようとしながら、時に元代の漢文契約文書との類似を強調するので、自己矛盾に陥っているような印象を与えかねない。ただし全體としての護の結論が正しかったことは、森安「ウイグル文書劄記（その一）」（『内陸アジア言語の研究』四、一

九八九) 第一節で論じた通りである。さらに護が慎重な態度をとったウイグル文書の絶対年代についても、私は「ウイグル文書割記(その四)」「内陸アジア言語の研究」九、一九九四、第二〇節などかなり踏み込んだ説を展開した。さらに別稿「ウイグル文契約文書補考」(『待兼山論叢』史學篇、三三、近刊) 参照。

三四四頁：九〜一〇行目(US29=『集成』L015)は「巳歲一〇月二〇日」ではなくて「巳歲三月二日」であり、一行目(US24=『集成』L009)は「午歲五月八日」ではなく「酉歲五月八日」である。

三四九頁・三五九頁：契約末尾に「このタムガ印は我々二人のものである」とあった場合の二人を、護は債務者と債権者ではないかと疑ったが、正しくは債務者と特定の保証人であることは、山田 IV, p. 127-128 で明らかにされた。

三五〇頁・三八九頁・四一一頁、タムガ文書とニシャン文書・タムガのある文書はニシャンのある文書より古いという山田の主張に對し、護は異議を唱えた。何度かの應酬があったが、結局、山田の議論は護を納得させることができなかった。これに對しては拙稿で山田説を證明し(『割記(四)』第一〇節)、結果的には護も『集成』への序言の中でそれを承認した。

三五四頁末尾：「ウイグルで、綿布の単位につかわれている bay、つまり「束」と、中國に於ける「段」などとの關係」についてはよく分からない、とされたが、今や相當詳しく判明するに至っている。これについては、山田の着眼点から出發し、それを大幅に補訂した荒川正晴の見解がある(『集成』書評、『史學雜誌』一〇三八、一九九四、一一二〜一二五頁)。さらに松井太による S.-Ch.

Raschmann, *Baumwolle im türkischen Zentralasien* (Wiesbaden 1995) の書評、『内陸アジア言語の研究』一二、一九九七、一〇四〜一〇五頁を参照。

三六六〜三六七頁：birginä の birgin を bir-「與える」、返還する」より派生した動名詞で「返済すること」+cä を「……にあたり、……に際して」、あるいは「……の前に」の意であるとするが、文法的には正しくない。これは bir- に「〜するまで、〜する前に」という意味の副動詞を作る ginä の附いた形と理解すべきである。

三七八頁：マロフが發表した土地賣買文書(『集成』第二卷、S09 に相當)に「下流へ」を意味する qodü という単語があると言うが、ここは二重の過ちを犯している。マロフの原文は qodu であり、しかもこれは「下に、下流へ」などという副詞ではなく渠名である。我々はこれを sodu と読み直し、「ソドゥ渠」と譯した。しかしここで護が例證しなかったのは、垂直的に「下へ」を意味する qodi に、水平的な意味もあるということであって、それならば山田が何度も使った遺言としての奴隸解放文書(『集成』WP02)に見える "qutı tay-qa qodi qum-qa barsar" (上(北)は山へ、下(南)は砂漠へ行こうとも)という表現に言及すればよかったのである。森安「ウイグル文書割記(その三)」『内陸アジア言語の研究』七、一九九二、五二頁参照。

三八八〜三八九頁：tanuq はあくまで「見人・知見人」(『集成』の譯では「立會人」)であって、決して賠償責任のある「保人」(「保證人」)ではない。この點は、四二七頁にあるように、山田の反論を受け入れた。

三九二頁：護はウイグル文と漢文だけを比較して両者に密接な關係があったとする自己の研究方法が、餘りに一面的ではないかとの懸念を抱いていた。その懸念を拂拭するために、ウイグルを取りまく他の諸民族の法律文書と比較したいとの希望を持っていた。それについては、吉田豊・森安孝夫・新疆ウイグル自治區博物館・魏氏高昌國時代ソグド文女奴隸賣買文書」〔内陸アジア言語の研究〕四、一九八九、一〇五〇頁の本文、並びに三五～三七頁に列挙した参考文献、さらにその後に出版された以下のものを参照せよ。バクトリア語：N. Sims-Williams, *New Light on Ancient Afghanistan. The Decipherment of Bactrian*, London 1997. ロータン語：P. O. Skjaervø, "Kings of Khotan in the Eighth Century," *Histoire et cultes de l'Asie Centrale préislamique*, Paris 1991, pp. 255-278; H. Kumamoto, "The Khotanese Documents from the Khotan Area," *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko* 54, 1996, pp. 34-35. チベット語：Ts. Takeuchi, *Old Tibetan Contracts from Central Asia*, Tokyo 1995. 西夏語：松澤博「西夏文・穀物貸借文書私見(2)」③、『東洋史苑』三八、一九九二、七～三六頁；四六、一九九六、一～二四頁。これらによって、護の研究方法が正鵠を射ていたことが確認される。

三九四頁、注一五：「諸文書にあらわれる固有名詞の読み方には、不明のものが多く」と注記する。確かにその通りであるが、『集成』にはツィーメらの人名研究によって得られた成果を十分に取り込んでいるため、護の段階より相當に明らかになってきた。ほんの数例を挙げれば、三四八頁二行目(USp29=『集成』Lo15)の Yabatu は Vapdu (<Chin. 法奴)、三四八頁一四行目(USp10=『集成』

Lo14) の Turbay は Torei (<Tib. rdo-rje) 三四八頁一六行目(USp28=『集成』Lo15) の Qirraquš は Qiryaquz (<? < Gr. *kyrakos*) であって、前二者は佛教的人名、後者は景教的名名である。また三四〇～三四一頁に引用され、四〇九頁に和譯もある USp7(=『集成』Lo28) の F 項の Qaban は キプチャク Qipčaq, B. H 項の Qavsdu は カインドゥク Qaysiduk 三四八頁七行目(USp113=『集成』Lo10) の Qavsdu は シヴサドゥク Šivsadu とするのが正しく、従って三五一～三五二頁の護の推測も根拠がなくなる。

三九九頁、注一〇二：護が迷った gap に關しては、山田によつて明らかとされた(山田 IV, pp. 181-182; 山田 XII, pp. 494-495)。

三九九頁、注一〇三：küz yarıl の解釋については、まだに鐵案はない。『集成』第二卷、九六頁の譯註も参照された。

四〇八頁：quapu が qunpu, qoqbu が qanpu じ、いずれも漢語「官布」からの借用であり、しかもその實態は公式規格のある棉布であることについては、森安「ウイグル＝マニ教史の研究」『大阪大學文學部紀要』三一・三二、一九九一、五二～五四頁参照。

四一九頁：金錢貸借の月利について、山田の誤解をそのまま自説に援用しているが、それが不適切であることについても別稿「ウイグル文契約文書補考」で論じている。

四四五～四四六頁：草書體すなわちモンゴル時代のウイグル文書に、イスラム教徒の人名が出現するのは珍しくなく、この點では護が正しかったわけで、アラトのような慎重論は今や無用である。ウイグル文書にアラビア語・ペルシア語の語彙やムスリム人名が多く

なるのは一四世紀のことといつてよからう。五〇〇～五〇二頁（注七・二二）も参照。ただし四七八頁で *garding* に「消費」の譯を充てるが、それは *by* を理解していなかったからで、正しくは「消費の爲のもの」である。「劄記（二）」四六～四七頁参照。

四五三頁…ウイグル文書で「北」を「山方」というのに關して、「おそらくは、『北方』に『山』をひかえたテュルク族にはじまつた用法であらう」とするが、これは上の三七八頁の項の實例にも見られるように、むしろ、トゥルファン盆地のウイグル族の用法であると思う。

四七九頁、五〇二頁（注一五）：*bas bitig* が漢語「元券」・「元契」のカルクであることは、山田 VI, pp. 176-178、並びに小田壽典「ウイグル文トゥリ文書研究覺書」『内陸アジア史研究』六、一九九〇、一八～二〇頁を踏まえた荒川『集成』書評、一一七頁によって明快に指摘された。黃文弼『吐魯番考古記』（北京、一九五四）、圖45、圖版四三の漢文文書に「元契」が見えることによって、この術語が唐代から存在したことは明白である。結果的には、ウイグル契約文書の雛形は漢文文書にあるとする護説を、さらに補強する實例となる。また『元典章』五七、刑部一九、禁典雇、「典妻官爲收贖」に「元約」の語が見える。

第五節全般…賣買契約の擔保文言中に「取り上げる」という譯語が頻出するが、これは「買い戻す」と解釋すべきである。さらにウイグルでは違約擔保が賣買目的物の二倍であったとするが、必ずしもそうではない。「劄記（一）」第四節参照。

五三八頁：*ulus bitigi*「持ち分の證書」の實態については、護も『集成』Sal2 によつて明解を提出できなかった。「持ち分」について、

現在の私は『シルクロード』のウイグル商人「岩波講座世界歴史 11 中央ユーラシアの統合」、一九九七、九六～九七頁に示したような方向で考えているが、それと不可分の「持ち分の證書」についてはいづれ機会があれば論じてみたい。

一九九七年四月 東京 山川出版社
A5判 四七十五七九頁 別冊八五頁 二一〇〇圓